



行政の殺処分

知って下さい、ボクたちのこと。



## 動物愛護法・実験動物の法改正の申し入れ・意見書

動物愛護法の基本原則（2条）「動物の命」と「人と動物の共生」に基づいて、  
実験動物を含む動物愛護法改正を申し入れます。

- 1 動物愛護法 35 条引取制限（撤廃）を求める。  
（同法 2 条基本原則違反、44 条みだりな殺処分の禁止違反、遺失物法違反）
- 2 実験動物の動物愛護法改正を求める。
  - (1) すべての実験動物飼養施設を届出制とする。
  - (2) 実験動物の生産・販売・管理業者、及び動物実験実施機関を動物取扱業者とする。
  - (3) 動物実験の国際原則である 3 R（削減、苦痛の軽減、代替）を義務化・強化する。
- 3 野良ねこ等所有者のいない動物の行政、社会、国民の「動物愛護・保護義務」、動物取扱業の適正化、虐待の防止、産業動物の取り扱いの適正化、被災動物の保護、罰則の強化を求める。

氏名	
住所	
意見・申入欄	

# 動物愛護法・実験動物の法改正を求める申入書

2012年が、動物愛護法の5年毎の見直しの年です。2012年(平成24年)5月31日、民主党動物愛護対策ワーキングチームは、法改正項目にあった実験動物の項目を、動物愛護法の改正項目から除くとの方針が示されました。これは、動物愛護法の基本原則(2条)「動物の命」と「人と動物の共生」に反するものであり、実験動物を含む動物愛護法改正を申し入れます。

## 1. 動物愛護法 35条引取制限(撤廃)を求める。

35条の行政の引取り、殺処分により、平成22年は、犬53,317匹、ねこ158,505匹(ALIVE調査)が殺処分された。これは動物愛護法2条の基本原則「動物の命」と「人と動物の共生」に違反し、同法44条のみだりな殺処分にあたる犯罪であり、遺失物法に反する措置である。

## 2. 実験動物の動物愛護法改正を求める。

- (1) すべての実験動物飼養施設を届出制とする。
- (2) 実験動物の生産・販売・管理業者、及び動物実験実施機関を動物取扱業者とする。
- (3) 動物実験の国際原則である3R(削減、苦痛の軽減、代替)を義務化・強化する。

実験動物は動物愛護法41条で3Rの規定もされており、動物愛護法の基本原則が適用される。ところが、麻酔もされずに解剖される動物や、動物の痛みや命を浪費するかのとき実験が繰り返されており、その生産から死までは全て自主管理として闇の中に置かれている。約1000万匹以上とも言われるマウス、ラット、ウサギ、犬、サル、ブタ、ネコ、その他の動物はその実態さえ把握されない。また、動物愛護法による実験動物の法改正は、過去2回にわたり立法が見送られており、これ以上の法改正の見送りは許されない。関連業界、大学、行政、関係議員等に理解を求めるとともに、法改正に反対する業界、組織、団体は、人倫および動物愛護法、組織の負うべきコンプライアンスないしCSRの責任の遵守義務からしても、適切な事業活動や社会活動とは認め難く、法的ないし不買運動などを含めた社会的責任を負うべきである。

## 3. 野良ねこ等所有者のいない動物の行政、社会、国民の「動物愛護・保護義務」、動物取扱業の適正化、虐待の防止、産業動物の取り扱いの適正化、被災動物の保護、罰則の強化を求める。

動物の命と人と動物の共生は、人類の普遍的な倫理であり、動物を物として生産し消費しゴミとして殺処分することは許されない。この普遍的な倫理と動物愛護法の基本原則を踏まえた、動物を生かす動物愛護法の改正を求める。

(資料) 日・米・EU動物実験/実験動物法規制比較

	EU・EU指令 Directive 2010/63/EU	米国・動物福祉法 Animal Welfare Act	日本・動物愛護管理法
実験者認可	○	×	×
実験動物業者認可	○	○(免許制)	×
実験施設認可	○(実験者認可時の要件として)	△(登録制)	×
実験計画審査	○(国)	○(機関内委員会)	×(指針)
委員会設置	○(国)	○(機関内委員会)	×(基準・指針)
査察	○(国)	○(国・機関内委員会)	×(業者認証のみ)
教育訓練	○	○	×(基準・指針)
記録	○	○	×(基準)
罰則	○	○	×

※ ○、×は法的な裏付けがあり強制力を持ったものかどうかを判断基準にした。

「基準」は実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(環境省)「指針」は動物実験基本指針(文科、厚労、農水省)いずれも強制力はない。

主催： THE ペット法塾

共催： 全国動物ネットワーク、日本動物虐待防止協会、栄町猫対策委員会、犬猫救済の輪  
動物実験の法制度改善を求めるネットワーク、動物愛護支援の会(マルコ・ブルーノ)、  
NPO法人 アニマルレフュージ関西(エリザベス・オリバー)、その他

※これは動物愛護法改正のために、市民1人1人が国会議員や行政、企業、大学、その他関連機関へ訴え、世論を盛り上げていく運動です。別紙や主催・共催団体HPの宛先リストを参照し、FAXやメールで必ず住所・氏名・意見を明記の上、各人の責任で送付してください。本件に関するお問い合わせは070-6634-6939まで。